

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案の概要

特殊法人等改革の一環として、心身障害者福祉協会の業務を承継する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

1 概要

- (1) 法人の名称
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）とする。
- (2) 法人の目的
重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務の範囲
のぞみの園は、その目的の達成のため、次の業務を行う。
 - イ 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。
 - ハ 知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。
 - ニ 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- (4) 法人の種類
特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。ただし、役職員に対しては、秘密保持義務及びみなし公務員規定を置くものとする。
- (5) 役員
理事長、監事二人を置き、理事二人以内を置くことができる。
- (6) 資本金
のぞみの園の資本金は全額政府出資とし、出資額は心身障害者福祉協会から、のぞみの園に承継された資産の額とする。

2 独立行政法人への移行に伴う措置

権利義務の承継

心身障害者福祉協会の一切の権利及び義務は、のぞみの園が承継する。

3 独立行政法人に移行する時期の見込み

公布日（法人の設立は、平成15年10月1日を予定）

照会先：社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（内線3064）